

3-3-3 持続性

(1) 良好なコミュニティ及び市街地の持続性：空家率

「空家率」については、1) 整備・事業手法、2) 規制・誘導手法、3) その他の手法に区分して示す。

1) 整備・事業手法

空家の活用促進に係る整備・事業手法例としては次のようなものがある。

表：整備・事業手法例

分類	整備・事業手法例
①空家を活用した公益施設の整備	◇民間住宅の借り上げによる公益施設（福祉・交流等）の整備
	◇空家住宅活用事業
	◇老朽住宅除却等事業

図：空家を活用した公益施設の整備（例）：空家住宅活用事業

過疎地域や産炭地域において使用されていない空家住宅を、施行者が取得、移転、増築、改築等を行い、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等への活用を行い、地域の住環境の改善や活性化を推進する制度

①対象地域

- ・過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域
- ・産炭等地域 旧産炭地域振興臨時措置法第2条第1項に規定する産炭地域又鉱工業（石炭に係るものを除く）の進行と密接な関連を有する地域

②採択要件

- ・事業を実施する際に使用されておらず、かつ今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、増改築等の後の住宅が地域活性化のための計画的利用に供されるもの

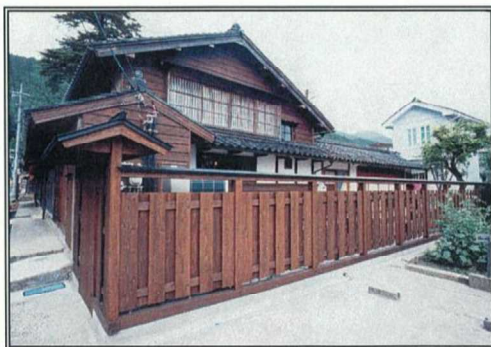
③施行者

- ・市町村、特別の事情がある場合は都道府県

④補助対象

- ・空家住宅の活用に必要な費用（補助率 1/2）※地域住宅交付金の基幹事業による助成

【古民家空家活用例】



【施行者】
鳥取県智頭町

【整備内容】
・和室を地域活動スペースへ改装
・洋室を映画記念館展示スペースへ改装
・浴室、台所、便所、洗面所の改装

【事業費】
60百万円

○空家の古民家を町が所有者より取得しリフォームを行い、地域住民の活動拠点、また、郷土の映画監督の映画記念館として活用し、地域の活性化を図っている。

図：空家を活用した公益施設の整備（例）：老朽住宅除却等事業

1. 目的

不良住宅又は空家住宅の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている地域において、不良住宅又は空家住宅の除却及び空家住宅の活用を行うことにより、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する。

2. 制度の概要

過疎地域等において、不良住宅又は空家住宅の除却及び空家住宅の活用を行う。

○対象地域

- ・ 過疎地域
- ・ 産炭等地域

○事業主体

地方公共団体

○支援措置

- ・ 不良住宅又は空家住宅の除却（補助率：国 1 / 2）

- ・ 空家住宅の活用*（補助率：国 1 / 2）

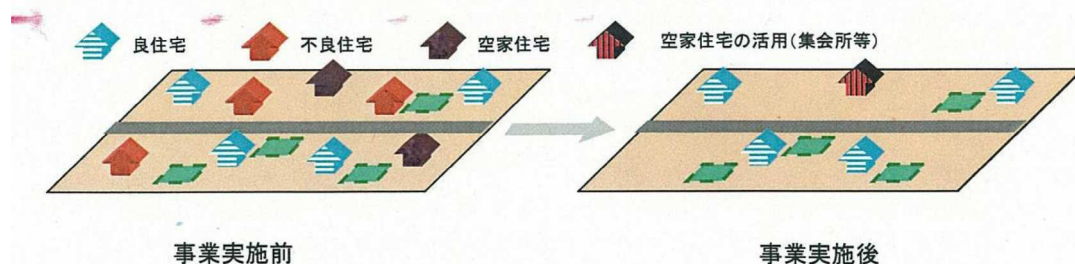
*空家住宅を交流施設、文化施設等の用に供するために行う住宅の取得（用地費は除く）、移転、改修等に要する費用

- ・ 津波避難施設等整備（補助率：国 1 / 2）

3. 平成 19 年度予算

地域住宅交付金 国費 1,870 億円の内数

<老朽住宅除却等事業のイメージ>



2) 規制・誘導手法

空家の活用促進に係る規制・誘導手法例としては次のようなものがある。

表：規制・誘導手法例

分類	規制・誘導手法例
①助成制度	◇空家への耐震改修等の改修費用の助成 ◇町家の再生事業等への助成

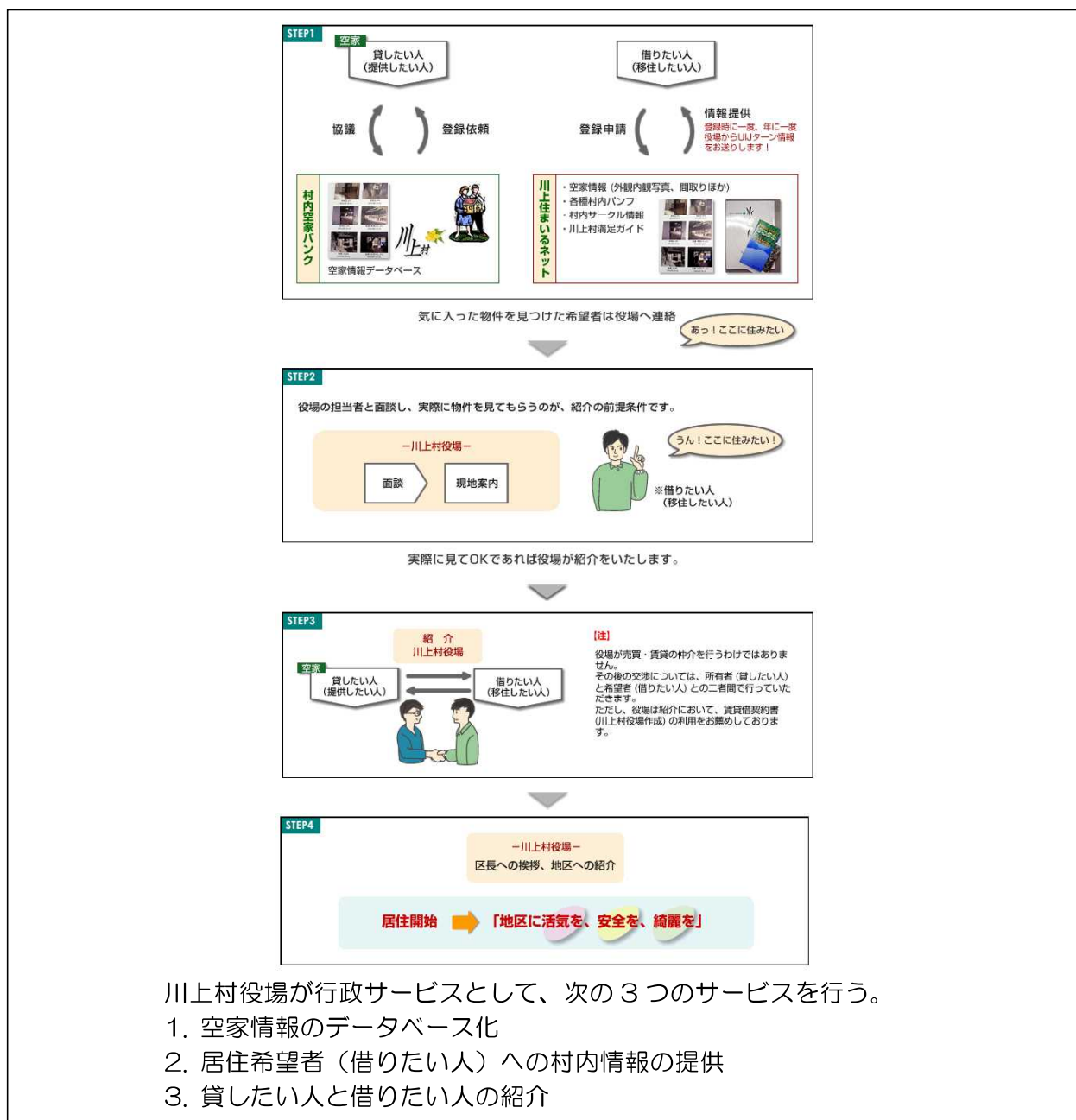
3) その他の手法

空家の活用促進に係るその他の手法例としては次のようなものがある。

表：その他の手法例

分類	その他の手法例
①市場の整備に向けた情報提供	◇空家ストックバンク、空家関連情報ネットワークの整備 ◇空家調査等の実施

図：市場の整備に向けた情報提供（例）：空家情報バンク（奈良県川上村）



出典：川上村 HP/ http://www.vill.kawakami.nara.jp/n/smile_net/index.html

（２）環境負荷への配慮：地区全体の人口に対する街なか区域（地域の実情に応じて設定した中心市街地を含む区域）内の人口比率〔街なか居住比率〕

「街なか区域内の人口」については、１）整備・事業手法、２）規制・誘導手法に区分して示す。

１）整備・事業手法

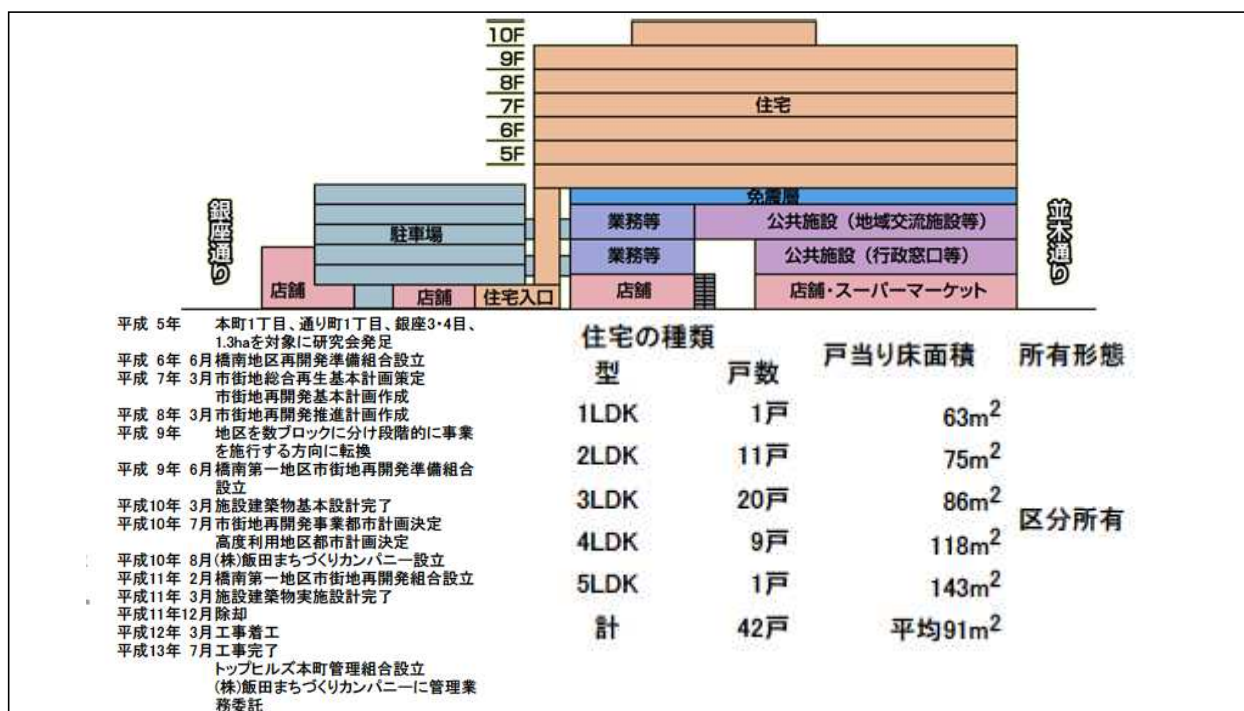
街なか区域内の人口の回復や増加を実現するための整備・事業手法例としては次のようなものがある。

表：整備・事業手法例

分類	整備・事業手法例
①公的住宅の供給	◇公営住宅等、公的賃貸住宅の供給
②民間共同住宅の供給促進	◇市街地再開発事業 ◇優良建築物等整備事業 ◇中心市街地共同住宅供給事業（中心市街地活性化基本計画の区域） ◇暮らし・にぎわい再生事業〔国土交通省＊〕
③居住に関連する公共施設等の整備	◇住宅市街地基盤整備事業

図：民間共同住宅の供給促進（例）

：市街地再開発事業・トップヒルズ本町（長野県飯田市）



出典：飯田市 HP/ <http://www.city.iida.nagano.jp/shigaichi/dai1/index.htm>

図：民間共同住宅の供給促進：優良建築物等整備事業



市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るもので、国の制度要綱に基づく法定手続きに依らない事業です。一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備補助を行います。

また、この制度は、「優良再開発型」（3 タイプ）と「市街地住宅供給型」（2 タイプ）、「既存ストック活用型」「耐震型」の4つの型があります。

出典：国土交通省 HP/ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/16yuryo.html>

図：民間共同住宅の供給促進（例）：優良建築物等整備事業（岩手県盛岡市）

●東大通地区優良開発ビル

<概要>

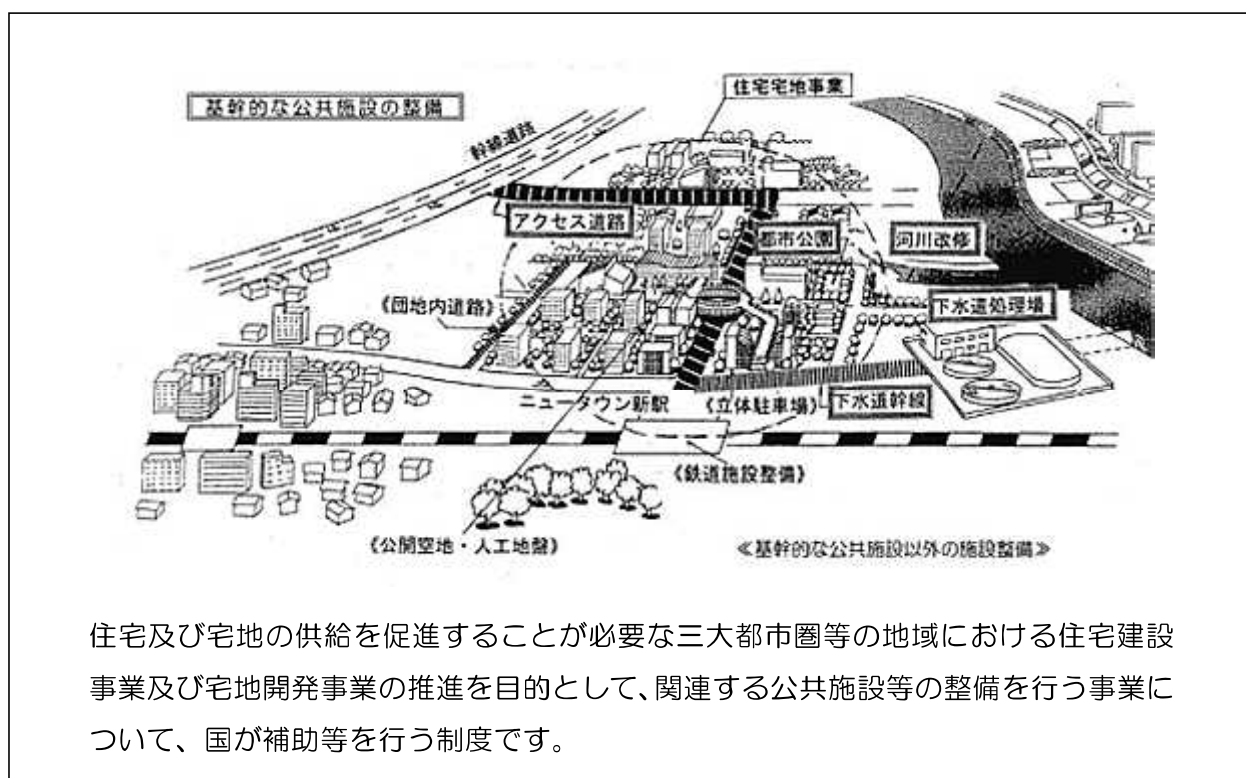
施行面積	事業期間	総事業費	主要用途	事業タイプ
0.17ヘクタール	平成12年度	1億2120万5000円	店舗、事務所、住宅	共同化タイプ

<位置図等>



出典：盛岡市 HP/ <http://www.city.morioka.iwate.jp/O9tosi/sigaiti/yuryou/index.html#O9>

図：居住に関連する公共施設等の整備：住宅市街地基盤整備事業



出典：国土交通省 HP/ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/O3takuchi.html>

2) 規制・誘導手法

街なか区域内の人口の回復や増加を実現するための規制・誘導手法例としては次のようなものがある。

表：規制・誘導手法例

分類	規制・誘導手法例
①指導要綱による誘導	◇住宅付置義務要綱
②助成制度等	◇良質なファミリー向け共同住宅の住宅事業者への助成 ◇共同建替えを行う事業者への助成 ◇中心市街地における3世代住宅に対する助成 ◇中心市街地における住居費の助成
③税制・融資制度	◇街なか居住再生ファンド〔国土交通省＊〕 ◇都心居住再生融資
④専門家の派遣等による共同建替えの促進	◇アドバイザーの派遣

図：助成制度等（例）：富山市まちなか居住推進事業（富山市）

富山市まちなか居住推進事業制度

対象となるエリア	まちなか居住推進事業の補助対象区域は「都心地区」とします。
----------	-------------------------------

■ 1. 事業者向けの支援

富山市まちなか共同住宅建設促進事業	まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅を建設される方に補助します。
富山市まちなか優良賃貸住宅補助事業	国の制度である高齢者向け優良賃貸住宅（略称：高優賃）・特定優良賃貸住宅（略称：特優賃）で、まちなか住宅・居住環境指針に適合するものについて、建設費の上乗せ補助をします。
富山市まちなか住宅転用支援事業	遊休化した業務や商業ビルなどを改修して、まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅に転用される方に補助します。
富山市まちなか住宅併設店舗等整備支援事業	まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅を建設する際に、低層階に店舗、医療・福祉施設等を併設して建設される方に補助します。

■ 2. 市民向けの支援

富山市まちなか住宅取得支援事業	富山市まちなか住宅取得支援事業 まちなかで一定水準以上の一戸建て住宅を建設又は購入される方、又は、一定水準以上の分譲型住宅を取得される方に補助します。
富山市まちなか住宅家賃助成事業	富山市まちなか住宅家賃助成事業 まちなか以外からまちなかの賃貸住宅へ転居される世帯に、家賃を助成します。

■ 3. まちなか居住の普及・支援

富山市まちづくり計画策定支援事業	計画アドバイザーの派遣、計画策定に要する費用の一部を補助することにより、地元住民が主体となるまちづくり計画の策定を支援します。
富山市まちなか居住普及・支援事業	まちなか居住を啓発するイベントや事業及びホームページの運営などを行います。

出典：富山市 HP/ http://www7.city.toyama.toyama.jp/window/09_life/07/07_16.html

3) その他の手法

空家の活用促進に係るその他の手法例としては次のようなものがある。

表：その他の手法例

分類	その他の手法例
①市場の整備に向けた情報提供	◇町家活用に関する相談

＊参考：国土交通省事業制度の概要（2006 国土交通行政ハンドブックより）

事業制度	概要
暮らし・にぎわい再生事業	中心市街地の再生を図るため、「選択と集中」の考え方に基づき、国による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた意欲のある地区について、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートを総合的に支援する。
街なか居住再生ファンド	街なか居住に資する民間の多様な住宅等の整備事業に対し、出資による支援を行うことで、民間の活力を活かした都市型住宅等の供給を促進し、中心市街地人口の回復を図ることを目的とする。

（３）環境負荷への配慮：通勤・通学における公共交通機関等利用率

「公共交通機関等利用率」については、１）整備・事業手法、２）規制・誘導手法に区分して示す。

１）整備・事業手法

公共交通機関等の利用に係る整備・事業手法例としては次のようなものがある。

表：整備・事業手法例

分類	整備・事業手法例
①公共交通網の整備・充実	◇鉄道、バス、地下鉄、L R T等の整備 ◇公共交通活性化総合プログラム〔国土交通省＊〕 ◇環境的に持続可能な交通（E S T）モデル事業〔国土交通省＊〕
②公共交通網の整備事業に対する支援	◇L R Tシステム整備事業〔国土交通省＊〕 ◇バス利用促進等総合対策事業〔国土交通省＊〕
③公共交通機関の利用環境の整備	◇鉄道駅等における駅前広場や駐車場・駐輪場の整備（パーク＆ライド事業）
④自転車利用環境の整備	◇自転車専用道路の整備、道路の拡幅整備等

図：公共交通網の整備・充実（例）：環境的に持続可能な交通（E S T）モデル事業（富山県富山市）



出典：環境的に持続可能な交通(EST)ポータルサイト/ http://www.estfukyu.jp/pdf/H16-5_toyama.pdf

図：公共交通機関の利用環境の整備（例）：パーク＆ライド（神奈川県鎌倉市）

システム概要

システム開始日	平成13年12月1日（平成17年11月1日から毎日実施）
実施日等	1月1日～3日、7月・8月を除く毎日9時～18時 土曜日・日曜日・休日はシャトルバスを運行 （ただし、1月4日～成人の日、4月第2日曜日、4月27日～5月7日はシャトルバスは運休します）
利用対象車種	普通乗用車
利用料金	自動車1台あたり1,600円 【内訳】 ○4時間分の駐車料金 ○駐車場～鎌倉駅・鶴岡八幡宮循環のシャトルバス（午後は鎌倉駅降り返し）、江ノ電鎌倉駅～長谷駅、5つの路線バス指定区間（鎌倉駅～北鎌倉・大塔宮・浄明寺・名越・大仏前）が1日自由に乗り降りできるフリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社の拝観料割引や縁起物の進呈等 協賛寺社リスト ○協賛美術館等の入館料割引や粗品進呈 協賛美術館等リスト ○協賛店の特別サービス 協賛店リスト 【その他】 ○4時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○フリー切符の追加購入は、大人1枚440円・小人1枚230円 ○駐車場は、一般駐車場利用者と共用（駐車台数は、200台） ○シャトルバスは、20分間隔で運行（道路状況により遅延する場合があります） ○シャトルバスは、一般の路線バスとしても乗車可能（1乗車170円） ※観光シーズン（6月・11月頃）及びゴールデンウィーク期間中は、混雑が予想されますので時間に余裕をもってお出かけください。
切符発売場所	県営由比ヶ浜地下駐車場内管理事務所（※入庫駐車券をお持ちください）
事業主体	京浜急行バス(株) 江ノ島電鉄(株) 神奈川県道路公社

ご利用方法

step1



🚗🚗 パーク＆ライド駐車場の入口は2箇所です。国道134号の両側に、地下へ下るスロープがあります。



step2



🚗🚗 駐車場にマイカーを停めたら、入庫の際に発券された駐車券を持って管理事務所へ。ここでパーク＆ライドを利用する旨お申し付け下さい。駐車券に確認印を押印するとともに、フリー切符を2枚お渡しします。利用料金は出庫時に機械にて自動精算します。なお、フリー切符の追加購入する場合は、管理事務所横に設置された自動発券機にてお求め下さい。

step3



🚗🚗 フリー切符を受け取ったら、徒歩約5分の江ノ電和田塚駅又は由比ヶ浜駅へ。土日・休日は待合ロビー横から約20分間隔で運行しているシャトルバスをご利用されると便利です。



step4



🚗🚗 お帰りの際は自動精算を済ませ出庫。4時間を超えた場合200円/30分の追加料金を併せてお支払い下さい。なお、駐車場の営業時間を超えた場合、出庫が翌日になりますのでご注意ください。

出典：鎌倉市HP / <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/koutsu/koutsuotoku/>

2) 規制・誘導手法

公共交通機関等利用に係る規制・誘導手法例としては次のようなものがある。

表：規制・誘導手法例

分類	規制・誘導手法例
①コンパクトシティの形成	◇都市計画による郊外住宅地整備の抑制 ◇中心市街地の高度利用促進
②公共交通機関の情報提供や利用促進活動	◇地域公共交通活性化・再生事業

*参考：国土交通省事業制度の概要（2006 国土交通行政ハンドブックより）

事業制度	概要
公共交通活性化総合プログラム	地域毎・テーマ毎に地方運輸局がさまざまな関係者の参画を得ながらコンセンサス作りを行い、課題を解決するための具体策と関係者間の役割分担をプログラムとしてまとめる制度。平成 18 年度には 82 件のプログラムが事業採択された。
環境的に持続可能な交通（E S T）モデル事業	公共交通機関の利用を促進し、過度に自家用自動車に依存しない環境的に持続可能な交通、環境に配慮した交通体系の構築を目指し、E S T（Environmentally Sustainable Transport）の実現をめざす先導的な地域の取り組みに対して、国土交通省等の関係部局が連携して各種施策を集中的に支援する事業。
L R T システム整備事業	鉄軌道事業者が行う低床式車両やその他 L R T システムの整備に必要な施設整備に要した費用の一部を補助する。事業主体は鉄軌道事業者で、補助率は国：1/4、地方公共団体：1/4。
バス利用促進等総合対策事業	バスを中心としたまちづくりを推進するオムニバスタウンの整備をはじめ、コミュニティバス等の交通システムの整備やバスの走行環境改善等バスの利用を促進する事業等の実施に要する経費の一部を地方公共団体と協調して支援する。

図：公共交通機関の情報提供や利用促進活動（例）：企業等と交通事業者との連携事例
（大阪府、神戸市）



出典：公共交通利用推進等マネジメント協議会（第1回）資料/H17.3

3-3-4 日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ

(1) 高齢者、子育て世帯等の各種生活サービスへのアクセスのしやすさ：公共交通不便地域内の住宅の戸数又は面積の割合

「公共交通不便地域」については、1) 整備・事業手法、2) 規制・誘導手法に区分して示す。

1) 整備・事業手法

公共交通不便地域の解消に係る整備・事業手法例としては次のようなものがある。

表：整備・事業手法例

分類	整備・事業手法例
①公共交通網の整備・充実	◇鉄道、バス、地下鉄、LRT等の整備 ◇コミュニティバスの整備・運行

図：公共交通網の整備・充実（例）：コミュニティバスの運行（千葉県浦安市）



出典：浦安市 HP/

<http://www.city.urayasu.chiba.jp/2000/2006/bus/osanpobus/osanpobus.html>

みんなで 利用しようね。

事前の予約を忘れずにね



みんなが利用しようね。
事前の予約を忘れずにね

① タクシーの出発30分前
 までに予約をしてください。
 (10月以降は前日までに予約をお願いします)

② 大正地区内であれば
 行きたい場所までこへ
 でも送ります。



大正地区で あいりタクシーが始まる!!

平成15年7月～10月の4ヶ月間
 毎週月曜日～土曜日 **10:00～18:00**

7月(金)～9月(金)期間中 **無料** 送迎
 10月(月)～10月(日)期間中 **1人1,800円**

大正地区内(大正1～大正4)の
 乗客は送迎が無料です

【利用予約】大正交通 TEL.64-5012
 (大正交通 TEL.64-5012)

所定から10分以内送迎開始(大正地区)		所定から10分以内送迎開始(大正地区)		所定から10分以内送迎開始(大正地区)	
乗客	乗客	乗客	乗客	乗客	乗客
6:45	7:00	8:00	8:00	8:04	8:09
7:28	8:00	9:00	9:00	9:04	9:09
9:39	10:00	10:39	10:39	10:43	10:48
11:19	11:39	11:59	11:59	12:03	12:08
13:39	13:59	14:09	14:09	14:13	14:18
15:19	15:39	15:59	15:59	16:03	16:08
17:39	17:59	18:09	18:09	18:13	18:18
19:00	20:00	20:00	20:00	20:04	20:09

あいりタクシーのご利用方法

- ①

予約をします



予約電話: 64-5012

事前登録のご協力を

● 事前登録を済ませていない方は、最初の予約の時に、乗客を定数、乗車時間、送迎場所(自宅、住所、学校、職場など)を必ず事前に決めておく必要があります。
- ②

オペレーターが受け付けます。



登録番号と乗客の氏名、乗車時間、送迎場所、乗客の人数、7月(金)～9月(金)期間中は無料、10月(月)～10月(日)期間中は1人1,800円です。

● 利用料金は登録した、または1人1,800円(乗客1人)に、登録番号と乗客の氏名を必ず事前に決めておく必要があります。
- ③

タクシーの迎え時間を確認します。



タクシーの迎え時間は登録した乗客の氏名と乗車時間、送迎場所(自宅、住所、学校、職場など)を必ず事前に決めておく必要があります。

● 利用料金は登録した、または1人1,800円(乗客1人)に、登録番号と乗客の氏名を必ず事前に決めておく必要があります。



● 乗客の氏名と乗車時間、送迎場所(自宅、住所、学校、職場など)を必ず事前に決めておく必要があります。

事前登録のご協力をお願いします。 TEL.64-5012 FAX.64-5030

乗客登録用紙

乗客登録用紙

乗客登録用紙

乗客登録用紙

乗客登録用紙

乗客登録用紙



平成14年度に新生活交通設計プロジェクト推進委員会の中で検討を行い、その検討結果を受けて平成15年7月から実証実験運行を行い、その後実証実験期間を延長し、平成16年4月から本格運行している。

平成14年度 公共交通活性化総合プログラム

平成15年度 公共交通活性化総合プログラム（実証実験にかかる調査経費のみ）

平成16年度 特別指定生活路線運行費国庫補助

http://www.hkt.mlit.go.jp/kyoku_gyoumu/gyoumu/kikakusinko/panfu.pdf

交通分野の新サービス情報/国土交通省 HP/<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ns/frame.htm>

公共交通不便地域の解消に係る規制・誘導手法例としては次のようなものがある。

分類	規制・誘導手法例
①助成制度	◇バス事業者等への助成制度

(2) 高齢者、子育て世帯等の各種生活サービスへのアクセスのしやすさ：高齢者の在宅介護を支援するサービス等福祉サービスの実施体制の整備率

「高齢者の在宅介護を支援するサービス等福祉サービスの実施体制」については、1) 整備・事業手法、2) 規制・誘導手法に区分して示す。尚、福祉は高齢者、障害者、児童、母子、生活保護等の広がりを持つものの、達成方策の解説は指標名で例示されている「高齢者の在宅介護を支援するサービス」を対象として行うこととする。

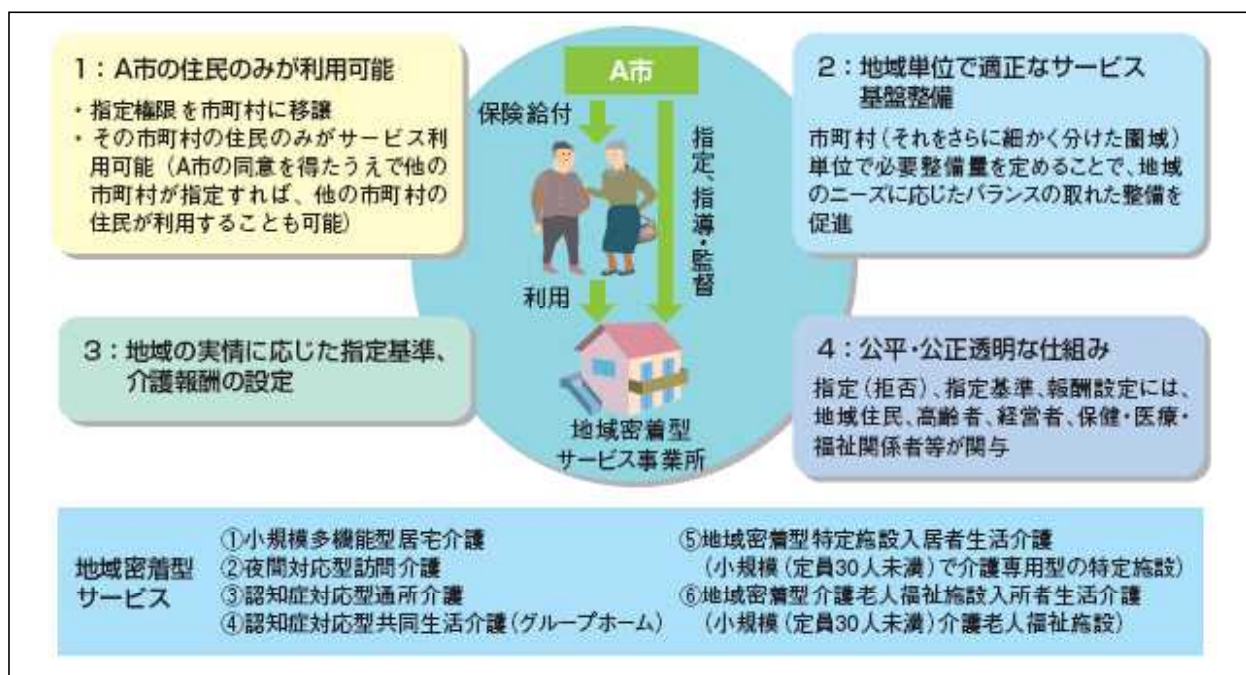
1) 整備・事業手法

福祉サービスに係る整備・事業手法例としては次のようなものがある。

表：整備・事業手法例

分類	整備・事業手法例
①福祉施設等の整備	◇地域密着型施設の整備 ◇シルバーハウジングの整備
②在宅高齢者の居住支援体制の整備	◇緊急通報システム設置事業 ◇安否確認・見守り事業 ◇非常ベル及び自動消火器設置事業 ◇福祉器具等の貸与・支給
③介護保険外の生活支援サービスの整備	◇介護保険外の在宅福祉サービスの提供（ホームヘルパー派遣事業、各種出張サービス事業等）

図：福祉施設等の整備：地域密着型サービス

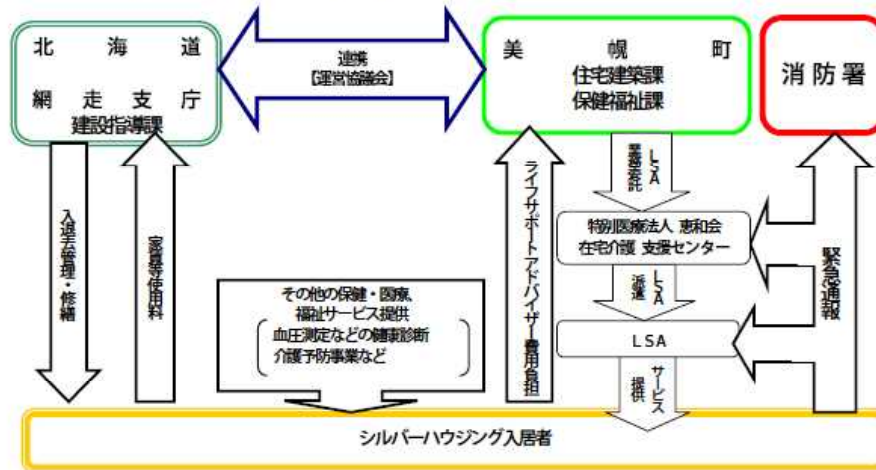


出典：厚生労働省 HP/<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/topics/O603/dl/data.pdf>

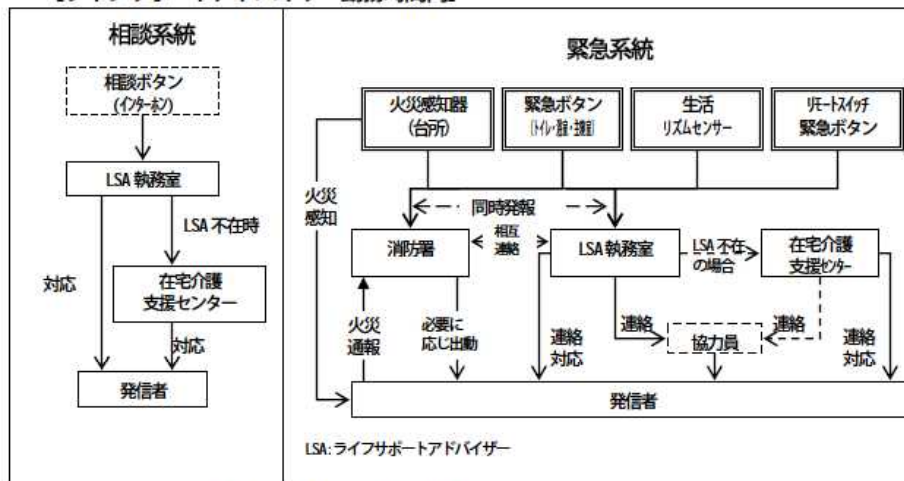
図：福祉施設等の整備、在宅高齢者の居住支援体制の整備（例）：

民間事業者等と連携した緊急通報システムを有するシルバーハウジングの整備（北海道）

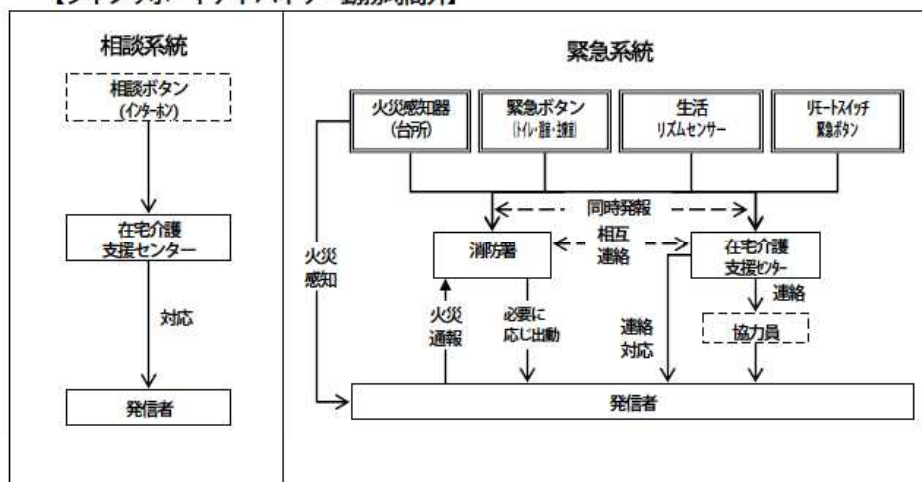
■美幌町：シルバーハウジング 管理・運営システムネットワーク図



【ライフサポートアドバイザー勤務時間内】



【ライフサポートアドバイザー勤務時間外】



出典：北海道 HP/ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/jtop/silver/silverindex.htm>

図：在宅高齢者の居住支援体制の整備（例）：生活支援見守りネットワーク

（東京都調布市）

生活支援見守りネットワーク（愛称『みまもっと』）とは

地域支え合いの福祉の実現を目指して、地域住民、関係機関、協力団体及び市が相互に連携し合うネットワークで、名称のとおり、「生活支援」と、「見守りネットワーク」の2つの事業を併せ持っています。

【生活支援事業】

生活支援事業とは、ひとり暮らし高齢者等に対し、登録ボランティアの方が「ちょっとした手助け」を提供する取組です。

例えば、切れた電球・電池の交換や、落ちたブレーカーを上げる、高いところの荷物の上げ下ろしなどの一時的な支援を地域で解決します。

このちょっとした手助けを「受ける側」と「提供する側」の橋渡しを行うコーディネート役を調布ゆうあい福祉公社が担当し、平成18年5月以降、国領町・菊野台地域でモデル事業としてスタートし、平成18年度中に市内全域で事業を開始する予定です。

（詳しくは、調布ゆうあい福祉公社 電話（042）481-7711へ）

【見守りネットワーク事業】

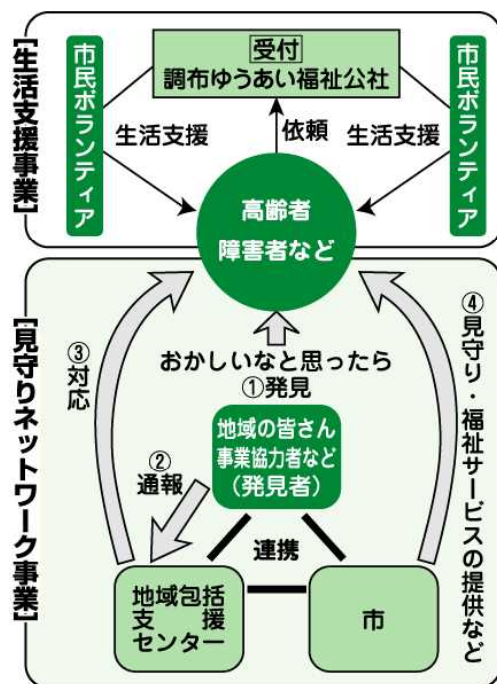
見守りネットワーク事業とは、地域住民、協力団体等が、日常生活または業務活動の中で、地域の高齢者などの異変や生活上の支障等に気付いたら（1発見）、その情報を最寄りの地域包括支援センター（※）に連絡し（2通報）、地域包括支援センターが対象者の現状把握と即時対応（3対応）を行います。

また、その後も継続的に見守り、状況に応じた福祉サービス等の提供（4見守り、福祉サービスの提供など）を行っていきます。

高齢者への家庭内虐待等に関する情報も扱います。

○事業協力者団体一覧

1 調布市自治会連合協議会	9 調布管工土木事業協同組合
2 調布市商工会	10 有限会社 ヘルパーねこの手「銀のなべ」
3 日本郵政公社調布郵便局	11 ニコニコキッチン調布店
4 社団法人 調布市医師会	12 株式会社 武蔵野フーズ
5 東京都調布市歯科医師会	13 調布市民生児童委員協議会
6 社団法人 東京都薬剤師会調布市薬剤師会	14 調布市老人クラブ連合会
7 東京電力株式会社 多摩支店 武蔵野支社	15 社会福祉法人 調布市社会福祉協議会
8 東京ガス株式会社 西部支店	16 財団法人 調布ゆうあい福祉公社



出典：調布市 HP

http://www.city.chofu.tokyo.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AC02027&DM=&TSW=&Cc=7d445dbf4

2) 規制・誘導手法

福祉サービスに係る規制・誘導手法例としては次のようなものがある。

表：規制・誘導手法例

分類	規制・誘導手法例
①介護サービス利用者に対する助成制度	◇介護サービス利用者に対する負担軽減事業（例：高額介護サービス費、介護保険サービス利用者負担の軽減） ◇福祉施設への送迎助成事業（例：ショートステイ送迎費助成）
②福祉サービスを行う人材の育成	◇福祉サービスを行う市民ボランティアの育成

表：介護サービス利用者に対する助成制度（例）

事業、制度	概要	出典
高額介護サービス費	介護サービス利用の際の1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。	荒川区HP http://www.city.arakawa.tokyo.jp/a001/b003/d03200101.html
介護保険サービス利用者負担の軽減	生計困難な低所得者を対象として、介護保険サービスの利用者負担を4分の3（老齢福祉年金受給者は2分の1）に軽減します。対象となるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスの9種類です。世帯構成員全員の区民税が非課税で、特に生計が困難である方のうち、次の要件すべてに該当する方が対象となります。	同上
ショートステイ送迎費助成	【対 象】 65以上の方で、介護保険のショートステイを利用する際に、施設の送迎が受けられないため、やむを得ず、交通機関（タクシー、寝台車等）を利用し、その費用を負担した方 【内 容】 片道2,000円を上限に助成します。	調布市HP http://www.city.chofu.tokyo.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AC02027&Cc=7d731c1220&DM=&TSW=

図：福祉サービスを行う人材の育成（例）：ボランティアの育成（石川県小松市）

けんこう高齢者推進ボランティア育成事業について

この事業は…

高齢者がよりいきいきとした活動を送れるよう地域での活動を推進するボランティアを育成します。外出する機会があまりない高齢の方や、膝などの痛みがあったりなどで、老人会などの集まりに参加するにはちょっと気がひけて…という方の機能低下を予防し、高齢者にやさしい町づくりを推進していきます。（年2回学習会を開催しています）

ボランティアの活動の場は…

けんこう高齢者推進教室を開き、お世話していただいています。

教室内容

回数・時間	町の状況に応じて月2～4回程度 1時間30分～2時間/1回
会 場	各町の公民館
内 容	みんなの体操・筋力アップの体操（パワーリハビリ）、手芸やゲームなど

けんこう高齢者推進ボランティアの方だけでなく、各会場にいきいき健康課職員または看護師等（パート）もスタッフとして、参加しています。将来的には、自主的な活動として継続していただきます。



自分の町で「けんこう高齢者推進教室」を開きませんか？ぜひ、いきいき健康課へご相談ください。

出典：小松市 HP/

<http://www.city.komatsu.ishikawa.jp/kakuka/sukoyaka/seijin/kennkoudukuri/kennkoubora.asp>

(3) ユニバーサルデザイン：高齢者、障害者をはじめとする多様な者が日常生活又は社会生活において利用する施設相互間の生活関連経路を構成する道路におけるユニバーサルデザイン化の実施率

「生活関連経路を構成する道路」については、1) 整備・事業手法、について示す。

1) 整備・事業手法

生活関連経路を構成する道路に係る整備・事業手法例としては次のようなものがある。

表：整備・事業手法例

分類	整備・事業手法例
①道路の整備	◇道路整備・改修事業 ◇あんしん歩行エリアの整備〔国土交通省＊〕
②建築物や移動システム等の整備	◇バリアフリー環境整備促進事業

＊参考：国土交通省事業制度の概要（2006 国土交通行政ハンドブックより）

事業制度	概要
あんしん歩行エリアの整備	市街地内の事故発生割合の高い地区において、歩行者等の通行経路の安全性が、歩行者等を優先する道路構造によって確保されたあんしん歩行エリアの形成を推進する。 ○外周道路対策 外周幹線道路の通行を円滑化し、エリア内への通過車両を抑制するため、交差点の改良、信号機の高度化・改良（公安委員会）等を進める。 ○ゾーン対策 ゾーン内の速度規制（考案委員会）を行う他、ハンプ、クランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成する。 ○経路対策 歩道の整備、歩行空間のバリアフリー化等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する。

図：道路の整備：あんしん歩行エリアの整備

あんしん歩行エリアの整備のイメージ図

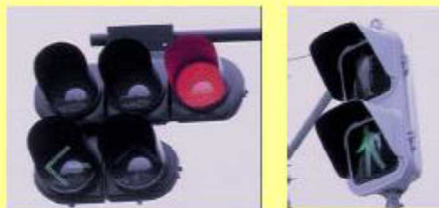
■歩行空間の整備

- 路側帯の拡幅
- 歩道、自転車道、幅の広い歩道、歩車共存道路の整備
- 段差・勾配の解消、電線類の地中化



■信号機等の整備

- 交通量等の情報を基に、信号機を制御
- LED式信号灯器、バリアフリー対応型信号機を設置
- 高輝度・自発光式道路標識等の設置



■交差点の改良

- 右折車線の設置
- 変形交差点の改良
- 駐車スペースの確保
- 違法駐車取締り

■歩行者・自転車を優先するゾーンの形成

- 最高速度規制
- ハンプの設置
- 歩行者自転車用道路の規制



出典：国土交通省道路局 HP/

<http://www.mlit.go.jp/road/press/press03/20030711/p2.pdf>